

第8期 第22回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年5月9日（金） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（17人）
4. 欠席委員（2人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案審議（6件）
 - 議案第72号 農地法第3条の許可申請について (3件)
 - 議案第73号 農地法第5条第1項の許可申請について (2件)
 - 議案第74号 農用地利用集積等促進計画案への意見について (1件)
7. 農業委員会事務局職員（5人）

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中17名です。8番 ○○ 委員、10番 ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。それでは会長お願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

5月の連休明けで、東温市は田園風景が美しい麦の秋を迎えています。中山間では田植えが始まっています。これから麦の収穫、米の作付と大変忙しい中ですが、本日は天気も良く今回の総会を始めることができます。今回は追加議案が1件あります。

それでは只今から第22回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、4番 ○○ 委員、5番 ○○ 委員さん、よろしく願います。

議案審議に入っていきます。まず、議案第72号農地法第3条の許可申請について、3件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第72号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 東温市○○番○ ○○○○さん。譲受人 松山市○○○○ ○○○○さん。土地は、○○字○○番、畑、300㎡、同所同字他7筆の計8筆で合計面積は4,749㎡です。権利内容は、贈与です。作付作物は野菜、柑橘です。耕作面積は0㎡です。主な農機具の保有状況は、トラクター、草刈機です。労働力は、常時本人、妻の2人です。

なお○○さんは東温市で新規就農者となりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和7年4月25日9時から、○○委員さん○○推進委員さんに同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、2年間の就農経験があり、本格的に農業に従事したく、所有者の○○に相談し農地を受贈することとなった。トラクター、草刈機を所有しており、年間を通して果樹、里芋、長ネギ、季節野菜を作付けし、収穫物については農協への出荷、企業への販売や自家消費を予定している。

許可後は知人農家、地元農家からの指導助言を得ながら、農業技術の向上と収穫量増加を目指していき、20年以上農業に従事し規模拡大を検討しているとのことです。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要

件」ですが、常時本人、妻2人で、年間150日間程度農業に従事するとのこと。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上のことから、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元は〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

場所は県道を挟んだ、〇〇の近くの農地。〇〇氏とは4月25日の面談以前にも2度面談しております。〇氏とも面談しています。確認結果は別紙1のとおりですが、〇〇氏は以前から農業に興味があり、具体的計画性もあります。叔父の〇〇氏も協力し行っていくとのこと。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 東温市〇〇番地 〇〇〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地 〇〇〇〇さん。土地は、〇〇字〇〇番、田、590㎡、同所同字〇〇番、田、876㎡。計2筆で合計1466㎡です。権利内容は売買です。作付作物は米、野菜です。主な農機具は耕運機、トラクター、コンバイン、乾燥機、田植え機です。耕労働力は本人妻の常時2人です。作面積は18,302㎡です。周辺農業経営の影響は支障なしです。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件をすべて満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。場所は○○○○の北側で線路の手前。○○さんは○○歳で以前から息子さんと耕作されている。息子さんの名義ではなく○○さん○○歳の本人名義で申請したいとこだわりがありました。譲渡人の○○さんは体調を崩されており農業を継続できる状態ではないとのこと。このままでは耕作放棄地になりかねないため、今回農地を引き受けていただくことになりました。

○議長（会長）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

続きまして3番の議案に移りたいと思います。譲渡人 東温市○○番地 ○○○○さん、持分2分の1、兵庫県神戸市○○番 ○○○○さん、持分4分の1、松山市○○番地○○ ○○○○さん持分4分の1。譲受人 松山市○○番地○○、○○○さん、○○○さん。土地は○○番 田713㎡です。権利内容は、贈与です。作付作物は野菜です。耕作面積は0㎡です。

なお○○さんは東温市で新規就農者ですので、別紙2をご覧ください。農地法3条第1項確認要件ですが、1反未満のため事務局での判断により要件確認を行いました。まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、譲渡人が高齢で施設入所のため農業に従事できる状況ではない。譲受人は夫婦で勤務医であり、生活基盤を構える為に隣接する建物とともに農地の購入を予定。季節野菜を中心に作付け予定です。農機具は耕運機、軽トラックを購入予定です。収穫物については産直市への出荷や自家消費を予定しています。今後も地元の農家や友人からの指導助言を得ながら農業技術の向上と収穫量の増加を目指していくそうです。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、妻2人で、年間150日間程度農業に従事するとのこと。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件の1から6号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元委員の〇〇さんが欠席のため、事務局より説明お願いいたします。

○事務局

説明します。地図 6 ページをご覧ください。場所は〇〇〇〇の南、高速道路の北側、譲り渡し人は高齢で施設入所されており、申請地は以前から他の方に耕作していただいていた。申請地に隣接されている建物と共に購入してくれる方を探していた所、譲受人は仕事の都合上転勤を繰り返していたが、将来の生活基盤を構えるために宅地と農地を購入。申請地は宅地に隣接されていることもあり管理がしやすい為、今回の申請となりました。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第 7 3 号農地法第 5 条第 1 項の許可申請について議題といたします。

○事務局

議案第 7 3 号 農地法第 5 条第 1 項の許可申請書についてご説明します。

4 番 譲渡人 東温市〇〇番 〇〇〇〇。譲受人 松山市〇〇番地 〇〇〇〇。土地は、〇〇字〇〇番です。地目は田、面積は 3 7 9 m²です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第 3 種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は分家住宅です。権利内容は使用貸借権設定です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、担当は〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図 7 ページをご覧ください。3 月下旬に行政書士の方から相談がありました。娘さんご夫婦から、家を建てたいと相談があったそうです。将来的には農業もやっていくとのことです。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ご

ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして5番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

5番 譲渡人 大阪府大阪市〇〇 〇〇外9名。譲受人 埼玉県さいたま市〇〇番地〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。土地は、〇〇字〇〇番外22筆の合計23筆です。面積は 13833.9㎡ 都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は農用地区域外農地。転用目的は事務所、工場の建設です。権利内容は所有権移転です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、担当は〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。面接や資料もいただきまして、内容に関しては特に問題ないのではないかとおられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

どんな事業をされている会社ですか。

○事務局

コイルの巻取り機、コイルの導線の繰り出し機を成型する装置。装置のメンテナンス設計、設置をされています。馴染みではないが業界トップクラスの企業です。〇〇以外に〇〇と〇〇に大規模な工場があり、海外拠点もある。スマートフォンに搭載されるような小さいものから大きなものもあるようです。またコイルの巻取りや製作を行う企業です。

○議長（会長）

周辺は住宅もあるが騒音や排水は問題ないですか。

○事務局

屋内で行うため騒音は問題ないです。車の出入りはあると思います。排水は開発許可案件

で問題がない設計となっています。

○議長（会長）

他にないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、追加議案第74号農用地利用集積等促進計画案への意見について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第74号 農用地利用集積等促進計画案への意見について議題といたします。

追加議案とする理由について説明いたします。農業経営強化基盤法の改正により、従来の利用権設定が廃止され、地域計画策定後から農地中間管理事業法による利用権設定へ変更となったことに伴い、3月中旬から農地中間管理事業法による利用権設定を受付けておりまして、3月末までに申出書の提出があった案件について、機構からの同意が得られましたので、速やかに「農用地利用集積等促進計画案」を作成し機構に提出する必要があります。提出にあたり「農用地利用集積等促進計画」の素案を市が作成する際に農業委員会の意見を求めることとされておりまして、今回追加議案としてあげさせていただきました。

お配りしております「農用地利用集積等促進計画案」の概要についてご説明いたします。表紙をめくってください。

9月1日開始で3月末受付分です。申し出件数は6件、面積は8,760㎡。

その内、期間借地は1件、面積は773㎡となっています。

所有者は5名、耕作者は6名です。期間は、最低でも5年以上となっていることから、5年と10年となっております。農用地の利用内容としては全て水田として利用されることとなっております。米10aあたりの賃借料については、現物では、最高45kg、最低21kgとなっております。地目別は、全て田で8,760㎡です。

2ページは期間別、地目別の面積等が記載しております。

3ページ以降は農地中間管理権設定一覧となっております。左から所有者、耕作者、土地の所在地等、契約期間、利用内容、賃料、地域計画農業を担う者一覧への記載の有無を記載しております。今後4月末受付分、5月末受付分の利用権申出についても機構からの同意が得られましたら、議案審議していただけたらと思います。説明は以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

一覧表に地域計画位置付の有無が記載されているのですが、有の場合は地域計画内の担う者として位置づけられているということでしょうか。また、担う者として位置づけられてない人は申請できないのでしょうか。

○事務局

地域計画位置付の有無について、有りは地域計画内の農業を担う者として一覧に名前の記載がある人です。

位置付が無い人についても農地を貸借することは可能であるが、利用集積等促進計画を機構が作成する際に利害関係人の意見聴取として2週間の公告が必要となっております。

○委員 ○○委員

所有者が亡くなられているさいの利用権設定更新通知は所有者と耕作者どちらに案内しているのか。また、所有者が亡くなられており未相続農地の場合の手続き方法を教えてください。

○事務局

更新の案内については所有者と耕作者の両名に通知しておりまして、所有者が亡くなっている場合についてはできる限り相続人に通知するようにしております。

未相続農地の貸借については提出書類が複雑になっておりまして、相続人の同意書と相続関係図、所有者と相続人の戸籍謄本、附票の提出を求めています。窓口で相談があった場合はできる限り相続登記をしてから申請するように案内しております。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、6件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和7年6月10日となっております。

以上で第22回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。

上記、会議の審議については、正確であることを認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人